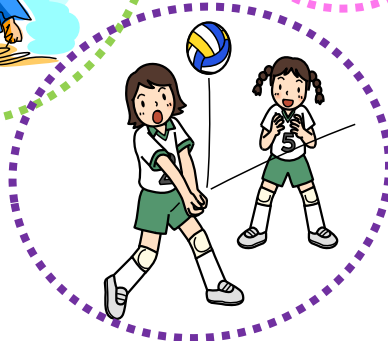
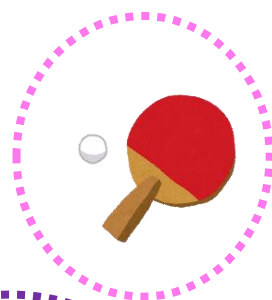


一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

スポーツ教室 入会のしおり



教室名

お問合せ先/姫路市立総合スポーツ会館内
一般財団法人姫路市まちづくり振興機構
〒670-0976 姫路市中地453番地
TEL079-293-1321

スポーツ教室
サイトへ▶▶▶



教室のきまり

- ① 本教室は市民の健康の保持増進と体育・スポーツの振興を図り、心身の健全な発育と市民福祉に寄与するために開設しています。
- ② 本教室は、体力に自信のある人で、高校生以下の方については保護者が当教室の練習に参加を認めた方にご入会いただけます。なお、トリムクラブ・弓道教室については、高校生以上の方に限定しています。
- ③ 本教室に入会を希望する方は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、ご提出ください。
 - 届出期間・・・入会する前月の25日まで
(例) 6月から入会したい場合は、5月25日までに提出
 - 届出方法・・・入会申込書、口座振替依頼書（三井住友銀行又は姫路信用金庫）に記入・押印し、事務所受付へご提出ください。
※トリムクラブに入会の方は会員証用写真2cm×2cm（スナップ写真可）1枚をご提出ください。
- ④ 入会金（1,000円）はいかなる場合も返還できません。
- ⑤ 本教室の指導期間は、別に定める練習カレンダーにより行います。（個人の理由による振替の練習はありません）
- ⑥ 特別警報等が発令された場合 ※2022年（令和4年）1月1日見直し
会員各自で気象情報・避難情報を確認してください。
 - ◆**特別警報等が発令された場合は休み**となります。
(通常の注意報・警報が発令された場合は、実施します。スクールに参加するかどうかは、ご自身で判断をお願いします。)
 - ◆スクール開始2時間前までに特別警報等が解除された場合は実施します。
 - ◆スクール実施中に特別警報等が発令された場合は、休みとします。
注) 「特別警報等」とは、特別警報（大雨・洪水・大雪・暴風雪）または避難指示を指します。
 - ◆特別警報等発令のため休みとなった場合のみ、会費（月会費）を減額または還付します。
 - ◆教室の振替は原則、行いません。
※詳細は、当機構ホームページをご覧ください。
- ⑦ 施設整備、その他やむを得ない事由が発生した場合は休講することがあります。
- ⑧ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う休講、再開につきましては、当機構ホームページ内”スポーツ教室事業のお知らせ”でご案内します。ご確認できない場合は、お電話でお問い合わせください。
- ⑨ 会員には、下記事項を遵守していただきます。
 - (1) 教室では、コーチの指示に従いチームワークを守り、会員全員が明朗、快活なスポーツマンになるよう努力する事。
 - (2) 秩序を守り、本教室の目的に沿うよう努力する事。

- ⑩ 会員が前記⑨の事項を遵守しない場合は、指導を停止され、会員としての資格を失います。
- ⑪ 本教室は、万一事故が起きた場合、応急処置はしますが、その後の責任は負いません。
- ⑫ 児童・生徒の行き帰りについては、保護者において責任を持って送迎してください。
特に児童については、必ず送迎をお願いします。

教室会費の口座引き落としについて

入会金・月会費は、三井住友銀行か姫路信用金庫の口座から自動引き落としとなります。

① 教室会費引落日について

月会費は後納制のため、当月の会費は翌月18日に引き落としとなります。

※18日が土日祝日の場合は翌営業日です。

(例) 10月18日(日)の場合翌日10月19日(月)

② 銀行届出印について

引落口座申込書に押印された印影が薄くて確認できない場合や、届出印との印鑑相違のために、銀行から書類の再提出を求められることがあります。

③ 会費の合算引落について

銀行への引落口座申込のタイミング、あるいは、届出印の印鑑相違等による書類の再提出などの理由により、初回引落日の設定が間に合わないことがあります。その場合は、2ヶ月分をまとめて合算引落になりますので、予めご了承ください。

教室の届け出について

① 休会、退会、コース変更をする場合、また、住所や電話番号変更の場合は、別に定める各届出用紙に必要事項を記入し、提出してください。

※上記の届け出は代理人でも可(電話での受付はできません)

■休会届：事由により教室を休む場合(1か月以上3ヶ月以内)

◆届出期間・・・休会する月の25日まで

(例) 6月に休会したい場合は、6月25日までに提出。ただし、1回でも出席している場合は、休会扱いにはなりません。

◆届出方法・・・休会届出用紙に記入し、事務所受付へ提出してください。

休会費として1,000円が引き落としされます。

■退会届：事由により教室をやめる場合

◆届出期間・・・退会する月の25日まで

(例) 6月に退会したい場合は、6月25日までに提出。ただし、1回でも出席している場合は、月会費をいただきます。

◆届出方法・・・退会届出用紙に記入し、事務所受付へ提出してください。

(注) 期間内に届け出がなされない場合は、月会費全額を頂くことになります。

■コース変更届：事由により教室のコース及び曜日を変更したい場合

◆届出期間・・・変更する前月の25日まで

(例) 6月に退会したい場合は、5月25日までに提出。

◆届出方法・・・コース変更届出用紙に記入し、事務所受付へ提出してください。

(注) 期間内に届け出がなされない場合は、変更できません。

② 休会届が未提出で3ヶ月以上継続して欠席されている場合、あるいは会費が未納の場合は、退会扱いとなり、会員としての資格を失う可能性があります。

メールの一斉連絡について（※緊急時）

◆緊急時の連絡について、ホームページでご確認いただくようお願いしておりますが、登録された方にはメールでのご案内もしております。

・本システムから送信されるメールアドレスはsports-kyoushitsu@himeji-machishin.jpとなります。迷惑メール受信拒否等設定をされておられる方は、本メールが受信できますようQRコードを読み込む前に必ず先に各自で受信設定をお願いいたします。スマートフォン等から下のQRコードを読み取り、必要事項を入力し、登録してください。

・表示される蘭内にお名前（かた）・生年月日・入会申込書に記入の電話番号を入力
（注意事項）

※入会手続き後、入会月の1日以降から登録が可能となります。

※複数教室に入会されていてもお一人につき1本のメールアドレス登録となります。

※登録完了メールが届かない場合、その他登録ができない場合、17時までに総合スポーツ会館までご連絡をお願いいたします。

※本メールへ返信はできません。

※メールアドレスを変更された場合はお忘れのないように、
本システムの登録変更をおねがいたします。



←メールアドレス
登録QRコード

※ご登録いただいたメールアドレスは当機構スポーツ教室以外に使用いたしません。

教室での注意事項

◆家を出る前に

- ・練習着など、忘れ物にご注意ください。
- ・適度な食事を済ませましょう。（練習は空腹・満腹共に危険です）
- ・爪はきちんと切りましょう。
- ・教室開始の10分前に着くようにしましょう。

◆教室についたら

- ・着替えたものはきちんとバッグにしまい、ロッカーにしまうか各自で保管しましょう。（ロッカーの鍵をかけるのに100円硬貨が必要ですが、開けると返却されます）
- ・トリムクラブ会員は、会員証を携行してください。

◆練習中に

- ・練習中は担当コーチの指示に従いましょう。
- ・練習で使用する器具は、皆さんにとって大切な練習道具です。使ったらきちんと整理整頓しておきましょう。
- ・身体の具合が悪くなったら、がまんしないでコーチに申し出ましょう。

◆練習が終わったら

- ・着替えは速やかにおこないましょう。
- ・忘れ物をしたり他人の物と取り違えたりしないように注意しましょう。

◆その他

- ・自分の持ち物に名前を書きましょう
- ・忘れ物をしたときは、すぐに連絡してください。
- ・練習カレンダーを確認して、日時を間違えないようにしてください。
- ・貴重品は持参しないようにしましょう。